

共生型サービスについて

1 概要

介護保険法等の改正により、介護保険又は障害福祉のいずれかのサービスを受けている事業所が、もう一方のサービスの指定を受けやすくなる「共生型サービス」が平成30年4月1日から設定されました。

そのうち、市が指定権限を有する地域密着型サービスについては、地域密着型通所介護がその対象となりました。

2 指定申請先

- (1) 障害福祉サービス事業所等が共生型地域密着型サービスの指定を受ける場合

指定申請先 野々市市介護長寿課

現在実施している 障害福祉サービス等		指定申請をすることができる 共生型の地域密着型サービス
生活介護 自立訓練（機能訓練、生活訓練） 児童発達支援 放課後等デイサービス	→	地域密着型通所介護 （定員18人以下）

- (2) 地域密着型サービス事業所（地域密着型通所介護事業所）が共生型の障害福祉サービス等の指定を受ける場合

指定申請先 石川県（障害福祉サービス等の指定担当課）

現在実施している 地域密着型サービス		指定申請をすることができる 共生型の障害福祉サービス等
地域密着型通所介護	→	生活介護 自立訓練（機能訓練、生活訓練） 児童発達支援 放課後等デイサービス